

# 特別養護老人ホーム等への

## 入所決定などの事務が役場で行われます

■ 高齢者や身体障害者の社会福祉施設への入所決定などの事務が、四月から居住地の町村役場で行われます。

■ これは、老人福祉法や身体障害者福祉法などの改正により、特別養護老人ホーム等への入所決定権が県から町村へ移譲されるためです。

■ これまで、施設（特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・身体障害者更生援護施設）への入所のための窓口事務は町村が、また、入退所の決定や費用の徴収等の事務は県の社会福祉事務所が行っておりましたが、四月からはこれらの事務のすべてを町村役場が行うこととなります。

■ これは、二十一世紀の本格的な高齢社会の到来に備え、高齢者の介護などを中

心とした多様なニーズに的確に対応するため、住民に最も身近な市町村において在宅福祉・施設福祉サービスがきめ細かく、計画的に提供される体制づくりを進めるためのものです。

■ 詳しくは、役場民生課か最寄りの県社会福祉事務所にお尋ねください。

### 平成四年度

## 共同募金集計報告

■ 昨年の十月から十二月末にかけて、各地で共同募金運動が実施されました。

■ 本町でもこれまでに地域住民の方々を始め各事業所等からの温かい善意により、たくさん募金をいただきました。

■ 集められた募金の総額は、百七十三万千九百九十七円（内訳は一般募金百二十九万千九百九十七円、歳末たすけあい運動四十四万円）になりました。昨年の歳末たすけあい運動

■ には小学校の皆さんからも、たくさん募金が寄せられました。本町にありがとうございました。

■ 皆様から寄せられた募金は、援護を必要としている人や民間社会福祉施設及び団体などに配分されました。

■ また、歳末たすけあい運動で寄せられた四十四万円は、本町の在宅老人、心身障害者、母子・生保等の世帯の皆さんに配分されました。

このように皆様から寄せられた善意は社会福祉の充実に役立てられています。今後とも、皆様のご理解とご支援ご協力をお願い申し上げます。

**ご協力**  
ありがとうございました



**赤い羽根募金 共同募金**  
10月1日～12月31日

# 国民年金

## 国民年金の保険料は納めましたか

■ 国民年金保険料の納め忘れはありませんか。納め忘れのある方は、至急納めてください。

■ 納め忘れがあると、将来受ける年金額が少なくなったり、受けられなくなったりすることがあります。

■ 年金は、年をとったときだけでなく、万一の事故や病気などで障害者となったときや、ご主人に先立たれたときなどにも支給されます。

■ しかし、このような年金も保険料を納めていないと受けられないことがあります。必ず、忘れずに保険料を納めましょう。

■ 国民年金の保険料が四月分から月額一〇、五〇〇円になります

■ 国民年金の保険料が、四月分から月額一〇、五〇〇円になります。

■ これは、年金額が物価スライドにより上がったことや、年金制度の長期安定を図るためによるものです。

■ 保険料の納付には、一定期間まとめて納めると割引のある「前納制度」がありますのでご利用ください。



**定額保険料**

月額	9,700円
(平成4年4月から)	
月額	10,500円
(平成5年4月から)	